

米子工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第53条第2項及び第56条の規定に基づき、米子工業高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(1 単位当たりの授業時間)

第2条 1単位時間は、標準50分とし、単位制とする。

- 2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれかにより、または、これらの併用により行うものとする。
- 3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 専攻科に開設する授業科目のうち選択科目の履修にあたっては、年度当初に別に定める「選択科目履修届」を所定の期日までに専攻科長へ提出しなければならない。

(指導教員)

第4条 特別研究の指導上、特に必要があると認められる場合、教務委員会は当該学生が在籍する専攻以外の教員を指導教員として指名することができる。

(試験)

第5条 専攻科の試験は、定期試験及び追試験とする。

- 2 定期試験は、各学期末に実施する。なお、平素の成績により評価しうる授業科目については、この限りではない。
- 3 追試験は、傷病、忌引き、その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった者について、科目担当教員が必要と認めた場合に実施することがある。
- 4 追試験は定期試験と同じ出題範囲、同等の難易度で実施することとし、成績評価についても定期試験と同等に扱う。

(成績評価)

第6条 授業科目の成績は、原則として当該科目担当教員が定期試験の成績その他を総合して100点法で評価するものとする。

- 2 学業成績を評語で表す必要がある場合は、次の基準による。

評	評点	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
価	評語	優	良	可	不可

- 3 欠課時数が年間授業数の3分の1を超える科目の学業成績評価はしないものとする。ただし、特別な状況にあると教務委員会で認められた場合はこの限りではない。

(単位の認定)

第7条 学業成績の評価が60点以上と評価された授業科目については、当該科目を修得したものと単位を認定する。

(専攻科の修了要件)

第8条 専攻科の修了に必要な単位数は、62単位(一般科目6単位(建築学専攻では4単位)以上、専門共通科目16単位(建築学専攻では10単位以上)、専門科目40単位(建築学専攻では48単位)以上)とする。

2 前項で定める単位数には、すべての必修科目の単位を含めるものとする。

(他の教育機関等で履修した科目の単位認定)

第9条 他の高等専門学校専攻科及び大学等(以下「大学等」という。)で開設されている授業科目の履修を希望する者は、あらかじめ大学等の許可を得た上、別に定める「大学等履修届」を、事前に専攻科長に提出しなければならない。なお、その授業科目を履修の上、60点以上と評価されて修得した単位は、6単位を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

(他専攻の授業科目の修得)

第10条 本校の他の専攻で開設されている選択科目の履修を希望する者は、あらかじめ担当教員の許可を得た上で、別に定める「選択科目履修届」を専攻科長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、第8条の修了要件には含めないものとする。

(専攻科の修了認定)

第11条 専攻科の修了の認定は、本校学則及び本規程に基づき、専攻科修了認定会議において審議の上、校長が行う。

(再履修)

第12条 第7条で単位修得を認定されなかった授業科目は、再履修することができる。

2 前項で定める再履修は、第3条の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規則第48号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月13日規則第4号)

この規則は、平成27年5月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年9月16日規則第16号)

この規則は、平成27年9月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成28年8月3日規則第14号)

この規則は、平成28年8月3日から施行し、平成29年度入学生から適用する。

附 則(平成29年5月10日規則第14号)

この規則は、平成29年5月10日から施行する。

附 則(令和3年11月10日規則第81号)

この規則は、令和3年11月10日から施行し、令和3年11月1日から適用する。

附 則（令和4年3月2日規則第12号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。